

平成13年11月5日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

11月2日午後、島根県日御碕沖の日韓暫定水域近くの我が国排他的経済水域において、当庁漁業取締船「白竜丸」が、韓国漁船が違法に設置した漁具を発見したことから、11月3日午後、鳥取地方裁判所米子支部から、同漁具に係る差押許可状の発布を受けて、当所所属漁業取締船「第五平成丸」が3日から5日にかけて漁具の押収を行った。

押収した漁具は、ズワイガニを漁獲するためのカニ籠漁具で、海面上に浮かぶブイは暫定区域線ギリギリに設置していながら、海底の漁具は最大2.5キロメートルまで深く侵犯し、漁具の長さも約7キロメートルにわたって我が国排他的経済水域に敷設していた。

なお、籠に入っていたズワイガニは資源保護のため、全て海中に還元した。

暫定水域でズワイガニを漁獲する韓国漁船は、これまで底刺網が殆どであったが、今年になってから餌でカニを誘き寄せる籠漁法が多くなっている。

当所管内で発生した漁具押収事件は、先月24日に続き今年6件目となり、これまでの押収量は、底刺網漁具のロープ約14キロメートル、漁網約39キロメートル、カニ籠漁具のロープ約14キロメートル、籠335個に及んでいる。

当所としては、今回の事件発生場所に接する日御碕沖の暫定水域周辺の監視と、先月日韓民間漁業者団体協議で合意された隠岐北方暫定水域におけるズワイガニ漁業の合意事項の指導監視、10月31日に韓国イカ釣り漁船違反操業事件があった見島北方の日韓中間線付近を最重点海域として、警戒を行っていることとしている。

記

押収位置	島根県簸川郡大社町日御碕灯台から真方位311度36.6海里 (北西約67キロメートル)付近の我が国排他的経済水域内
押収漁具	カニ籠漁具のロープ 7.08キロメートル、 籠 217個
適用法条	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 第5条第1項(無許可操業)違反
その他	押収した漁具は、今月6日境港で陸揚を行う予定。

問合わせ先：水産庁境港漁業調整事務所
(担当者) 小谷・大北
連絡先 0859-44-3681